

佐渡市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、佐渡市体育協会規約（平成16年4月1日施行。以下「規約」という。）第4条第9号に基づき、佐渡市のスポーツの普及振興に功績顕著な者及び競技力向上に貢献した者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類及び対象者は、**佐渡市内に住所を有し**、次に掲げるものとする。

(1) 功労者賞

長年にわたり、体育・スポーツの振興に寄与し、その功績顕著と認められる個人及び団体

(2) 優秀指導者賞

長年にわたり、優秀競技者の指導・育成に功績があった個人及び団体

(3) 特別優秀競技者賞

全国的規模をもって行われた大会等で、優秀な成績を収めた者

(4) 優秀競技者賞

上位大会の予選を兼ねる県大会以上の大会で、優秀な成績を収めた者

(5) 奨励競技者賞

年齢種目のある県大会以上の大会及び全国障害者スポーツ大会で、優秀な成績を収めた者

(6) 社会体育優良団体賞

本会の加盟団体の傘下のグループであって、5年以上にわたってスポーツ活動の普及、組織化に努力し、市民の生活・文化の向上に寄与した団体。

(7) 感謝状

本会の発展に甚大な支援があったと認められる個人及び団体

(被表彰候補者の推薦)

第3条 本会に加盟する団体の長等（以下「推薦人」という。）は、前条各号の表彰の対象者（以下「被表彰候補者」という。）を、本会が定める推薦書類により佐渡市体育協会会長が指定する日までに推薦するものとする。ただし、前条（7）の被表彰候補者については、随時推薦することができる。

2 団体として前条（3）から（5）の受賞対象となる成績を収めた場合、推薦者は、その団体のすべての構成員をもって推薦するものとする。

3 被表彰者の推薦は、別に定める「佐渡市体育協会表彰規程（選考基準）」によるものとする。

4 前項規準と同等もしくはそれ以上の功績等が認められる場合は、選考委員会の推薦により表彰することが出来る。

(被表彰者の決定)

第4条 第2条(1)から(6)までの被表彰者は、選考委員会で決定し、理事会に報告するものとする。

(選考委員会の構成)

第5条 選考委員会の委員は、規約及び専門委員会規程に定められた次の役員を以って充てる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事長 1人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 式典委員長 1人

(表彰)

第6条 被表彰者には表彰状を授与する。また、被表彰者に副賞を授与することができる。

2 表彰は、随時行なうことができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の改正は、理事会の承認を得て行なうものとする。

(委任)

第8条 この規程において定めのない事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年11月12日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年7月22日から施行する。